

鹿児島事務センターは 福岡広域事務センター へ統合しました

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、現在各都道府県事務センターで行っています。この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、広域事務センターに統合しました。

広域事務センター

名称: 福岡広域事務センター

所在地: 〒812-8579

福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル



統合された事務センター

大分事務センター、熊本事務センター、宮崎事務センター、鹿児島事務センター、沖縄事務センター

統合日

平成30年1月1日

老齢年金と税金について

平成29年2月から平成30年1月の間に、老齢年金を受給されたみなさまへ、1月末に源泉徴収票をお送りします。確定申告に必要な大事なものですので申告まで大切に保管してください。(遺族年金、障害年金は非課税のため送付しません。)

在職中の方

老齢年金を受給されている方で、給与所得や不動産所得など一定基準を満たしている方は、確定申告が必要です。

年金を2つ以上受けている方

2つ以上の年金を受給されている方についても確定申告が必要です。老齢厚生年金、退職共済年金、企業年金など、それぞれの源泉徴収票を添付し確定申告をお願いします。

上記以外の方で所得税が徴収されている方

平成29年分の扶養親族等申告書を提出されていない方は、必ず確定申告をお願いします。扶養親族等申告書を提出されていた方でも、扶養親族数に変更があった、医療費の支払いが高額になった、生命保険料の支払いがあるなど、控除が受けられる場合があります。

よくあるお問合せ Q & A

Q 年金から住民税が控除されていますが、源泉徴収票に記載が無いのはなぜでしょうか。

A 公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載しておりません。個人住民税額については、お住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

Q 源泉徴収票に記載されている扶養親族等の状況が変わっています。何か届出をする必要がありますか。

A 年の途中で扶養親族が増えたり、扶養親族の状況が変わったりして、扶養親族等申告書の記載した内容から変更がある場合は、最寄りの税務署で確定申告を行っていただき、所得税および復興特別所得税の過不足分を精算していただくことになります。

Q 成年後見人の手続きをしている場合の扶養親族等申告書の記入方法を教えてください。

A 扶養親族等申告書表面の「差出人」欄は、成年後見人の「住所」、「氏名」を記入、裏面には「受給者氏名」を記入し、受給者の印(ない場合は成年後見人の印)を押してください。
※「差出人氏名」欄には成年後見人であることを明記してください。(例:「成年後見人 ○○ ○○」)

スポーツ大会開催結果について

多数のご参加ありがとうございました。主な結果は次のとおりです。

第13回(平成29年度)健康づくりソフトボール大会

日時 平成29年12月3日(日) 場所 鹿児島ふれあいスポーツランド ご参加 24チーム

優勝	株式会社 南日本ライフ
準優勝	社会福祉法人 恵心会 特別養護老人ホーム 清谿園
3位	医療法人 陽善会 坂之上病院 有限会社 サカシタ



平成29年度 鹿屋社会保険委員会グラウンドゴルフ大会

日時 平成29年11月12日(日) 場所 鹿屋グラウンドゴルフ場 ご参加 9チーム(32名)

優勝	国基建設 株式会社Aチーム
準優勝	社会福祉法人 愛光会Aチーム



平成29年度 川内社会保険委員会ボウリング大会

日時 平成29年11月22日(水) 場所 串木野ゴールデンボウル ご参加 12チーム(36名)

優勝	太田機工 株式会社
準優勝	株式会社 キンコー
3位	社会医療法人 卓翔会 市比野記念病院

